

資料5

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201800004 平成30年3月13日(福井県) 平成30年4月3日	電気温風機 (セラミックファンヒーター)	KWA- HC2800W	神田無線電機 株式会社 (輸入事業者)	(火災) 温室で当該製品を使用中、 当該製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。	○温室で苗を加温するために当該製品及び同型品の計2台を連続運転で使用していた。 ○当該製品及び同型品は焼損が著しく、外郭の樹脂は焼失していた。 ○当該製品のヒータユニットの一部が確認できなかった。 ○同型品の確認できた電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○回収された電源コード等の配線類の1箇所には溶融痕が認められ、強弱スイッチ及び電源プラグの栓刃2つが確認されたが、いずれも当該製品のものか同型品か特定できなかった。 ●当該製品は、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
2	A201800693 平成31年1月26日(鳥取県) 平成31年2月7日	除雪機(歩行型)	SH913ML2- Sz	フジイコーポ レーション株 式会社	(火災) 車庫で当該製品を起動したと ころ、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生した。	○当該製品を40分ほど使用した後、当該製品に給油し、エンジンを始動したところ、当該製品の内部から出火した。 ○使用者は、給油時にガソリンがこぼれたかもしれないが、拭き取り等は行わなかったとの申出内容であった。 ○当該製品は、エンジンカバー内部が焼損しており、スターティングモーター付近に著しい焼損が認められた。 ○スターティングモーターに出火の痕跡は認められなかったが、スターターリレーのバッテリー側受電端子部が焼損し、付近の配線類が焼損して芯線が露出していた。 ○バッテリー側の給電線は、スターターリレーの受電端子付近が焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○スターターリレーは受給電端子周辺の焼損が著しく、勘合部の気密性を確保するためのゴム製リングが一部焼失していた。 ○当該製品は、スターターリレー及びスターティングモータ部の直上に燃料タンクが位置していた。 ○同等品のスターターリレーを確認した結果、勘合部のリングが一部溝からずれた状態で組み付けられており、当該部分で損傷及び永久変形が発生していた。 ○当該製品の取扱説明書には、「こぼれた燃料はきれいに拭き取る。」旨、記載されており、エンジンの取扱説明書には、「ガソリンがこぼれたときや、ガソリンの臭いがしたり、爆発の危険性があるときには、エンジンの運転はしない。」旨、記載されていた。 ●当該製品は、給油時にこぼれた燃料がスターターリレー内部に浸入したため、エンジン始動時の通電時に生じた接点間のスパークに引火して出火した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明であり、スターターリレーの焼損が著しく、リングの組付状態が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
3	A201900061 平成31年3月29日(岡山県) 平成31年4月22日	温水洗浄便座	TCF4131	TOTO株式会社	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。	○当該製品は、本体中央部が焼損しており、基板、電気部品等を内蔵した樹脂製外郭、便座及び便蓋付近が焼損及び溶融していた。 ○樹脂製外郭内にあるACコントローラー基板のコネクターピン間でトラッキング現象の痕跡が認められたが、焼損が著しく、はんだ付け状態は確認できなかった。 ○樹脂製外郭の内外で尿等の成分が確認されたが、基板に接続されたコネクター樹脂及びケーブル被覆は著しく焼損しており、製品内部に浸入した液体がコネクター部に到達したか否かは確認できなかった。 ○当該製品内部の漏水箇所は特定できなかった。 ○当該製品は14年前に設置し、2～3年前から複数の機能に不具合が生じていたが、修理せずに使用し続けていた。 ●当該製品の内部基板において、コネクターピン間でトラッキング現象が発生し、出火したものと推定されるが、基板、コネクター樹脂及びコネクターケーブル被覆の焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
4	A201900117 平成31年4月20日(岩手県) 令和1年5月21日	チェーンソー	550XP	ハスクバーナ・ゼノア株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、建物3棟を全焼、1棟を類焼する火災が発生した。	○倉庫入口付近で当該製品及び同メーカーのチェーンソーの2台のエンジンを掛け、刃はロックした状態でその場を離れたところ、約10分後に倉庫が火災になった。 ○当該製品の焼損は著しく、焼残物は、チェーンソーの刃、ガイドバー及び溶融した金属だけであった。 ○第一発見者は、倉庫のシャッター付近から煙と炎が噴き出しているのを目撃した。 ○倉庫の焼け方から、当該製品が置かれていた場所から灯油缶等が置かれていた間の約6メートルの火が強かったと推定された。 ○倉庫内に火の気はなかった。 ●当該製品は、当該製品又は当該製品が置かれていた近傍が出火元の可能性があるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
5	A201900118 平成31年4月20日(岩手県) 令和1年5月21日	チェーンソー	135e	ハスクバーナ・ゼノア株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、建物3棟を全焼、1棟を類焼する火災が発生した。	○倉庫入口付近で当該製品及び同メーカーのチェーンソーの2台のエンジンを掛け、刃はロックした状態でその場を離れたところ、約10分後に倉庫が火災になった。 ○当該製品の焼損は著しく、焼残物は、チェーンソーの刃、ガイドバー及び溶融した金属だけであった。 ○第一発見者は、倉庫のシャッター付近から煙と炎が噴き出しているのを目撃した。 ○倉庫の焼け方から、当該製品が置かれていた場所から灯油缶等が置かれていた間の約6メートルの火が強かったと推定された。 ○倉庫内に火の気はなかった。 ●当該製品は、当該製品又は当該製品が置かれていた近傍が出火元の可能性があるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
6	A201900221 令和1年6月9日(岡山県) 令和1年6月25日	電動車いす (ジョイスティック形)	WHILL Model A	WHILL株式会社 (輸入事業者)	(死亡1名) 当該製品を使用中、側溝へ転落しているところを発見され、病院へ搬送後、死亡が確認された。	○使用者は、自宅近くのガードレールのない舗装された道路脇の側溝に、当該製品とともに転落した状態で発見されており、事故発生時に目撃者はいなかった。 ○使用者は、当該事故の数時間前に事故現場付近で転倒事故を起こしていたが、そのまま当該製品で帰宅していた。 ○外観に、走行に支障のある変形、不具合等は認められなかった。 ○当該製品は電装品が浸水しているため電気回路の自己診断機能により走行ができない状態であり、動作状況を確認することができなかった。 ●当該製品は、使用者が操作を誤って転落した可能性が考えられるが、動作確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
7	A201900257 令和1年5月30日(広島県) 令和1年7月8日	鍋(取っ手着脱式)	JE-122	株式会社タマハシ (輸入事業者)	(重傷1名) 当該製品で調理後、移動しようとしたところ、取っ手が外れ、内容物が右足首にかかり、火傷を負った。	○当該製品(鍋)は、フライパン2個(浅型、深型)及び着脱式取っ手1個とセットになった商品であり、事故発生日、当該製品の使用は初めてであったとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品は本体が変形していたが、着脱式取っ手に破損や焦げ等は認められなかった。 ○当該製品に着脱式取っ手を取り付け、正常にロックした状態で取っ手が外れることはなかったが、ロックを正常な状態から1段階外した状態では、取っ手が本体から外れることが認められた。 ○着脱式取っ手単体で鍋本体との接合部を確認したところ、当該製品は同等品と比べロック状態での接合部の隙間が大きいことが認められた。 ○取扱説明書には、「取っ手が確実にセットされていることを確認してから使用する」旨、記載されている。 ○着脱式取っ手は対象外であるが、JIS S 2010「アルミニウム製過熱調理器具」を参考に当該製品及び同等品の取っ手の繰り返し強度試験(取っ手を固定し、鍋に鉛直下方向に満水容量の2倍の荷重(当該製品は57.8N)を加える試験を1万回繰り返す)を行った結果、開始3回目で取っ手が外れた。 ●当該製品は、着脱式取っ手の取付けが不完全な状態で使用したことから、当該製品を移動する際に取っ手から本体が外れた可能性が考えられるが、事故発生日の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
8	A201900264 平成31年4月19日(大阪府) 令和1年7月11日	自転車	AB7TPL	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品を使用中、転倒し、負傷した。	○使用者によると、当該製品で車道を走行時に気が付いたら工事中の溝にはまるように倒れたが、30分間意識不明となったため事故発生日前後の記憶が定かではなく、ハンドルがロックしたか否かは不明であり、これまでに当該製品のハンドルで何度か違和感があったとの申出内容であった。 ○当該製品は、ハンドルロック及びサークルロックが装備され、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。 ○ハンドルロックのケースに割れはなく、ハンドルロックの作動に異常は認められなかった。 ○サークルロックのスライダーケース内に、砂とほこりが堆積していた。 ○サークルロックのかんぬきは、開錠時に後輪が回転可能な状態まで戻らなかったが、手動で後輪が回転可能な状態まで戻すとハンドルロックは正常に開錠されたことから、スライダー及び連動ワイヤーの動作は正常であり、ハンドルロック内の機構にも異常はないと考えられた。 ○前ホーク及び前輪のスプークに変形は認められなかった。 ○前輪のタイヤは著しく摩耗しており、トレッド面は下地の繊維層が露出していたことから、タイヤがスリップしやすい状態であったと推定された。 ●製造事業者が分解後に再組立した当該製品は、タイヤが著しく摩耗してスリップしやすい状態であったこと及び事故発生日の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
9	A201900277 令和1年7月6日(熊本県) 令和1年7月18日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シス テム用)	PVN-401(京 セラ株式会社 ブランド)	オムロン株 会社(京セラ 株式会社ブラ ンド)	(火災) 当該製品内部を焼損し、周辺 を汚損する火災が発生した。	○当該製品は、外郭の天面通気孔付近にすが付着していた。 ○ノイズフィルター基板に搭載しているコンデンサーが焼損していた。 ○焼損したコンデンサーは、内部素子が溶融、炭化し、メタリコン金属及びリード線が溶融する等、焼損が著しかった。 ○コンデンサーと同じ基板に搭載されているサージアブソーバーには2kVを超える雷サージ侵入の痕跡は認められなかったが、サージアブソーバーの仕様上、2kV以下の雷サージ侵入の有無は特定できなかった。 ○その他の基板や電気部品等に、出火の痕跡は認められなかった。 ○事故現場周辺で当該製品の設置から事故発生までの18年間に1,222回の落雷が発生していた。 ●当該製品は、雷サージが繰り返し加わったことにより、コンデンサーが劣化して焼損に至った可能性が考えられるが、サージアブソーバーに異常は認められず、コンデンサーの焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
10	A201900292 令和1年6月24日(広島県) 令和1年7月23日	自転車	WEEKENDBIK ES(460)-F	株式会社あさ ひ (輸入事業者)	(重傷1名) 当該製品で上り坂を走行中、 フレームが破断し、転倒、負 傷した。	○当該製品は、ヘッドパイプに溶接されている下パイプ及び上パイプが溶接部付近で破断し、ヘッドパイプがフレームから分離していた。 ○上パイプ及び下パイプの破断部に特段の欠陥等は認められなかった。 ○下パイプの溶接状態、硬度及び厚みに異常は認められず、基準及び仕様を満たしていた。 ○ヘッドパイプの上わんに軽微な圧痕が生じており、下わんの後ろ側に顕著な圧痕が認められた。 ○ヘッドパイプの破断面に下パイプ及び上パイプの破断面を勘合させたところ、下パイプに対し、ヘッドパイプ側が約4mm上方に移動していた。 ○前ホークは事故発生以前に交換されており、右前ホーク足外側に擦過痕があるが、変形は認められなかった。 ●当該製品は、ヘッドパイプと下パイプの溶接部下端付近で亀裂が生じ、使用中の振動により亀裂が進展して破断したことで、上パイプに荷重が集中して破断したため、下パイプ及び上パイプからヘッドパイプが分離して事故に至ったものと考えられるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明であり、亀裂が生じた時期及び原因が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
11	A201900297 令和1年7月12日(愛知県) 令和1年7月24日	リチウム電池 内蔵充電器	10000-p2-s- m	株式会社ハイ スピリット (輸入事業者)	(火災) 当該製品を鞆に入れていたと ころ、当該製品を焼損する火 災が発生した。	○当該製品の樹脂製外郭は溶融していた。 ○制御基板は焼失して確認できなかった。 ○内蔵の角形リチウムポリマー電池セルの焼損は著しく、アルミラミネート外装フィルムは基板側の封止部が開口し、内部電極が露出していた。 ○電池セルの内部電極の焼損は著しく、負極及び正極に溶融痕が認められた。 ●当該製品は、内蔵の角形リチウムポリマー電池セルが内部短絡して異常発熱し、焼損したものと推定されるが、焼損が著しく確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
12	A201900325 平成29年12月(兵庫県) 令和1年7月31日	眼鏡フレーム	DA26261	株式会社シャ ルマン	(重傷1名) 当該製品を使用中、先セル (耳当て)の接触部分に皮膚 炎を発症した。	○使用者は、当該製品によるパッチテストで陽性を示した。 ○使用者に標準アレルゲンでパッチテストを実施した結果、p-tert-ブチルフェノールで陽性を示し、金属シリーズは全て陰性を示した。 ○当該製品を化学分析したところ、可塑剤、酸化防止剤、紫外線吸収剤及びp-tert-ブチルフェノールが検出された。 ○当該製品から抽出した成分で使用者に成分パッチテストを実施した結果、p-tert-ブチルフェノールも含め全ての成分で陰性となったが、当該製品からの抽出量が極微量であったため、濃度や他の不確定因子が影響した可能性が考えられた。 ○取扱説明書は、入手できなかった。 ●使用者は、当該製品によるパッチテストで陽性反応を示したことから、当該製品に含まれる成分によって皮膚炎を発症したものと考えられるが、当該製品から抽出した成分でのパッチテストが全て陰性となったため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
13	A201900350 平成29年12月17日(茨城県) 令和1年8月8日	ポータブルDV Dプレーヤー	GHV- PDV780K	株式会社グ リーンハウス (輸入事業者)	(火災) 店舗で当該製品を使用中、 当該製品を溶融し、周辺を焼 損する火災が発生した。	○当該製品は、内蔵のバッテリーパックが焼損していた。 ○バッテリーパック内の角形リチウムポリマー電池セルは、アルミラミネートフィルム外装が焼損していたほか、電極体の焼損及び集電体の損傷が認められた。 ○基板等、その他の電気部品は確認できなかった。 ○ACアダプターに焼損は認められなかった。 ○焼損部を除く外部に割れや著しい焼損は認められなかった。 ○使用者によれば、事故発生日までに当該製品に使用中の不具合はなく、当該製品を落下させたり、水にぬらしたことはないとの申し出内容であった。 ●当該製品の角形リチウムポリマー電池セルが異常発熱し、出火に至った可能性が考えられるが、当該製品の詳細な調査ができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定はできなかった。	
14	A201900355 平成31年4月9日(広島県) 令和1年8月9日	踏み台(アル ミニウム合金 製)	KAF-3376	コーナン商事 株式会社 (輸入事業者)	(重傷1名) 当該製品を使用中、転倒し、 右足首を負傷した。	○玄関で照明器具を外そうと使用者が初めて当該製品の天板に上がったところ、当該製品が不安定となり、天板から転落したとの申出内容であった。 ○当該製品は、(独)国民生活センターで調査したところ、片側の天板及び支柱全体がねじれたように変形しており、天板に樹脂部品の破損箇所と対応した位置に局所的な変形が認められた。 ○天板の両端に取り付けられている樹脂部品に割れがみられたが、当該部品は天板及び支柱の端面を保護するもので強度部材ではなかった。 ○当該型式品は、SG基準(CPSA 0066:1999「住宅用金属製踏み台の認定基準及び基準確認方法」)に適合している。 ○当該製品を確認できず、事故発生時の詳細な状況も不明であった。 ●当該製品の天板に使用者が初めて乗った際にバランスを崩して転倒したものと推定されるが、当該製品を入手できず、寸法、硬さ、強度及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
15	A201900386 平成30年12月30日(東京都) 令和1年8月19日	はしご(アルミニウム合金製)	ANP40FD	アルインコ株式会社 (輸入事業者)	(重傷1名) 店舗で当該製品を使用中、転倒し、腰を負傷した。	○使用者は当該製品を用いて店舗2階から1階に下りようと右足を最上段の踏ざんに乗せ、次に左足を上から2段目の踏ざんに乗せ、そこから右足を上から3段目の踏ざんに乗せたときに止め具が外れ、当該製品とともに落下したとの申出内容であった。 ○当該製品は公営市場の水産仲卸売場の店舗で使用され、事故発生時、補助者はいなかった。 ○当該製品を立て掛けていた店舗2階床面下の側壁に、縦方向の直線状の傷が2本認められ、2本の傷の間隔は当該製品の上端具間の幅と一致していた。 ○当該製品の昇降面に向かって右側の支柱は、下から2段目と3段目の踏ざん付近に変形が認められた。 ○止め具に破損及び変形は認められなかったが、止め具の動作の異常の有無は確認できなかった。 ○滑り止め用端具(下端具)に擦過痕が認められたが、その摩擦係数は不明であった。 ○上端具に何かと接触したと思われる黒ずみがあったが、傷、変形等は認められなかった。 ○当該製品及び同等品の支柱の寸法、肉厚及び硬度に異常は認められなかった。 ○同等品を使用して、SG基準(CPSA0037「住宅用金属製はしご」)を準用した止め具の強度試験を実施した結果、各部に破損、外れ及び変形は認められなかった。 ●当該製品は、2階床面下側の壁に上端具が接触するように立て掛けられ、使用者が降りている最中に当該製品の滑り止め用端具(下端部)が滑った可能性が考えられるが、止め具の動作確認等ができず、事故発生時の詳細な状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
16	A201900391 令和1年7月9日(愛知県) 令和1年8月19日	自転車	AB75S4	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、転倒し、右手首を負傷した。	○当該製品で下り坂を走行中、水たまりを避けたときに滑って転倒した。 ○前ホークが後方に変形していたが、前輪に異物を巻き込んだ痕跡は認められなかった。 ○前ブレーキは、右ブレーキブロックの取付位置が変更されており、ブレーキを掛けたときにタイヤ側面と接触する状態で、右ブレーキアーム部に削れたタイヤくずが堆積していた。 ○ハンドル操作に異常はなく、スラローム走行等の実走行は可能であったが、直進時にハンドルが自然に左側に切れる状態であった。 ●当該製品は、前ブレーキを掛けたときに、右ブレーキブロックがタイヤ側面と接触する状態で使用されていたことから、前ブレーキを掛けたときに急制動が掛かり、タイヤが滑って転倒に至った可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
17	A201900439 令和1年8月23日(福岡県) 令和1年9月3日	エアコン	MSZ-GXV25P	三菱電機株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、電気部品が搭載された本体側面が焼損しており、ファンモーターの接続コネクタ部が著しく焼損していた。 ○コネクタ部において、モーターへの電源供給用リード線が断線して溶融痕が認められ、モーター側接続用ピン(直流140V)が焼失していた。 ○当該製品全体に海塩成分(塩素、ナトリウム及びマグネシウム)並びに洗浄剤成分(リン)が検出された。 ○制御基板等のその他の電気製品に出火の痕跡は認められなかった。 ○室外機につながる配管内途中に必要なパテ埋めが施工されていないかった。 ○当該住宅は賃貸住宅で、現在の使用者はエアコン洗浄をしていなかったが、以前の使用状況は確認できなかった。 ●当該製品のファンモーター接続コネクタ部において、接触不良により接触抵抗が増大したため、異常発熱し出火に至ったものと推定されるが、コネクタ部の焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
18	A201900483 令和1年5月25日(山口県) 令和1年9月13日	折りたたみ椅子	CX-201B	ナカバヤシ株式会社 (輸入事業者)	(重傷1名) 施設で当該製品に着座中、 座面が外れ、転倒、臀部を負傷した。	○当該製品は、座板と後脚をつなぐ接続リンクの後脚側のリベットが左右2本ともかしめ部で破断して外れていた。 ○破断したリベットの寸法、材質及び硬度は、同等品のリベットと比較して差異は認められなかった。 ○同等品は、JIS S 1203「家具―いす及びスツル―強度と耐久性の試験方法」の座面の静的強度試験及び座面の耐久試験の基準を満たしていた。 ○同等品で標準使用期間5年間とした開閉試験(5,000回)、着座試験(体重約70kg、12,500回)を実施したところ、リベットかしめ部の異常は認められなかった。 ○当該施設に当該製品と一緒に納入した同等品19脚を確認したところ、一部かしめが緩んだ製品が認められた。 ●当該製品は、座板と後脚をつなぐ接続リンクのリベットが破断したため事故に至ったものと考えられるが、破断したリベットの寸法、材質及び硬度に異常は認められず、同等品での強度試験及び耐久試験で異常は認められなかったことから、リベットが破断した要因を特定できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
19	A201900487 令和1年8月22日(神奈川県) 令和1年9月17日	電気洗濯機	NA-F42M3又はNA-F42V5	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社) (輸入事業者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の天面、背面及び内部が著しく焼損していた。 ○内部配線の一部は確認できなかった。 ○蓋スイッチ、給水弁及び水位センサーは確認できなかった。 ○モーター、駆動用コンデンサー、制御基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生前、脱水中に止まりエラーコードが出たことがあった。 ○当該製品の使用状況や事故状況等の詳細は特定できなかった。 ●当該製品は残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく確認できない部品があり、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
20	A201900503 令和1年8月31日(大阪府) 令和1年9月20日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BSL1860	日立工機株式会社(現 工機ホールディングス株式会社) (輸入事業者)	(火災) 車両内で当該製品を熔融する火災が発生した。	○当該製品は電動工具及び充電器とともに専用ケースに収納されて、車両後部に置かれており、専用ケースが著しく焼損していた。 ○当該製品は焼損が著しく、外郭の樹脂ケースは焼失しており、原形をとどめていなかった。 ○円筒形リチウムイオン電池セル10個のうち、5個の電池セルが当該製品から離脱し、周辺に飛び散っていた。 ○離脱していた5個の電池セルのうち、4個の電池セルの外装缶にピンホール及び凹みが確認された。 ○制御基板は原形をとどめており、出火の痕跡は認められなかった。 ○専用ケースに収納されていた電動工具本体、本体に装着されていたバッテリーパック及び充電器に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の詳細な使用状況は不明であった。 ●当該製品は、円筒形リチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201900502「電動工具(ドライバー、充電式)」と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
21	A201900505 令和1年8月26日(静岡県) 令和1年9月20日	電気掃除機 (充電式、スティック型)	SV10	ダイソン株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品にACアダプターを接続して充電を行っていたところ、当該製品から出火した。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭は全て焼失していた。 ○モーター基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○モーター、内部配線及びACアダプターは、焼失して確認できなかった。 ○当該製品に取り付けられたバッテリーパックは、電池セル間接続板の形状や制御基板の形状より、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。 ○非純正バッテリーパック内部の電池セル6個は焼損が著しく、うち5個の電池セルは内部電極が焼損していた。 ●当該製品本体に取り付けられた非純正バッテリーパックのリチウムイオン電池セルが内部短絡し、異常発熱して出火に至った可能性が考えられるが、焼損が著しく、当該製品本体のモーターが確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
22	A201900507 令和1年9月16日(神奈川県) 令和1年9月24日	電気冷凍庫	MA-100	三ツ星貿易株式会社 (輸入事業者)	(火災) 店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。	○店舗で使用中の当該製品を清掃していたところ、底部から出火した。 ○当該製品の前面下部に配置された操作パネルの内側にある急速冷凍スイッチの周辺のみが焼損していた。 ○スイッチ内部の可動切片の一部とみられるものが、AC100Vが印加されていた固定接点に溶着していた。 ○スイッチ内部の可動切片を押さえているばねが欠損しており、確認できなかった。 ○スイッチ部の裏側は、ほこりが多量に堆積していたほか、温度調節ダイヤルのシャフトに腐食が認められた。 ○圧縮機等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は個人で使用していたものを3年前に店舗に譲渡したものであり、過去の詳細な使用環境等は確認できなかった。 ●当該製品は、急速冷凍スイッチ内部で可動切片を押さえるばねが外れたため、可動切片が外れてAC100Vが印加された端子間に接触して短絡し、出火に至ったものと推定されるが、可動切片及びばねを確認できず、詳細な使用状況が不明のことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
23	A201900517 平成31年3月15日(静岡県) 令和1年9月26日	自転車	ALS7L5	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、右腕を負傷した。	○当該製品で走行中、前輪方向から異音が生じて転倒した。また、事故発生前からハンドルロックのケースが割れていたとの申出内容であった。 ○当該製品は、ハンドルロックのケースに破損がある場合、ハンドルがロックするおそれがあることから、リコールされている製品であった。 ○当該製品は、使用者が廃棄しており、確認できなかった。 ●当該製品を確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
24	A201900540 令和1年9月18日(奈良県) 令和1年10月2日	自転車	ヴォラーレ	株式会社エイ チーム (輸入事業者)	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪が ロックし、転倒、負傷した。	○使用者は、当該製品で平たんな舗装道路を走行中に、前輪がロックしたとの申出内容であった。 ○事故発生時、使用者は、当該製品のハンドルに物は掛けておらず、前かごに荷物を載せていたか否かは不明であった。 ○当該製品の前輪は湾曲するように変形しており、左に大きく横振れしているためリムとブレーキブロックが接触して回転できない状態であった。 ○前輪の右ブレーキブロックに僅かに変形が見られたが、ブレーキ本体に異常は認められなかった。 ○ハンドルに、がたつきや緩みは認められなかった。 ○前輪スポークの張力バランスが崩れていたことで前輪が変形した可能性もあるが、各スポークの張力は不明であった。 ○当該型式品の車輪の強度は、JIS D 9301「一般用自転車」車輪の横方向強度の試験に合格していた。 ●当該製品は、前輪がロックした痕跡は認められず、前輪が湾曲するように変形していることから、何らかの要因でハンドルが左方向へとられて真横を向き、前輪が回転できなくなったことで急ブレーキが掛かった可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
25	A201900554 令和1年9月28日(東京都) 令和1年10月4日	電気掃除機 (充電式、スティック型)	DC61	ダイソン株式 会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品を充電中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品にネット通販で購入した非純正バッテリーを取り付けて充電していたところ、出火した。 ○当該製品の本体部とバッテリーが著しく焼損していた。 ○充電に使用されていた当該製品のACアダプターは焼損しておらず、出力電圧に異常は認められなかった。 ○当該製品のモーター及び基板は確認できなかった。 ○取り付けられていた非純正バッテリーの円筒形リチウムイオン電池セルは著しく焼損していた。 ○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品本体は、取り付けられた非純正バッテリーからの延焼により焼損した可能性が考えられたが、当該製品の詳細な状態が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201900780「バッ テリー(リチウムイ オン、電気掃除機 用)」と同一事故
26	A201900574 平成23年11月10日(不明) 令和1年10月9日	自転車	AB7STP	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪が ロックし、転倒、顔を負傷し た。	○当該製品で走行中にハンドルがぐらぐらする感じが発生し、急に前輪がロックして前転したとの使用者からの申出内容であった。 ○当該製品のフラップ付き前泥よけは、先端部が反転して上向きに変形し、タイヤと接していた。 ○前泥よけステーは、上側に持ち上げられたように変形していた。 ○ハンドルの回転軸部及びヘッド部品等(ハンドルロック、上玉押し等)はスムーズに回転し、がたつきは認められなかった。 ○同型品の前泥よけを装着した車両を用いて、前泥よけの強度を確認したところ、BAA基準を満たしていた。 ○同型品の前泥よけを装着した車両を用いて、異物の巻き込みを想定した再現試験を行った結果、当該製品と酷似した結果が得られた。 ●当該製品は、走行中に前輪左側に異物が巻き込まれたため前輪がロックし、転倒したものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
27	A201900583 平成23年7月25日(大阪府) 令和1年10月10日	電動アシスト 自転車	A26L81	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、 ハンドルが回り、転倒、負傷 した。	○当該製品を購入した当日、当該製品に取り付けた別売品の後形自転車用幼児座席に幼児(4歳児)を乗せて走行中、ハンドルが曲がり、前方の人を避けようと左側に転倒したとの使用者からの申出内容であった。 ○前形自転車用幼児座席に荷物は載せていなかった ○当該製品のハンドル固定力は、JISの基準を満たしていた。 ○ハンドルは左に回転しており、前輪は横振れが大きく、前タイヤの右サイドに汚れが付着していた。 ○前形自転車用幼児座席の右側に傷が多く認められた。 ○後形自転車用幼児座席は確認できなかった。 ○前輪スポークの張力バランスが崩れていたことで前輪が変形した可能性もあるが、各スポークの張力は不明であった。 ●当該製品の後形自転車用幼児座席に幼児を乗せて走行中、ハンドルが左に回転したためバランスを崩して転倒したものと推定されるが、ハンドルの固定力に問題はなく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定はできなかった。	
28	A201900601 平成22年4月24日(山梨県) 令和1年10月11日	自転車	BEW6TP	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、 転倒し、負傷した。	○当該製品で急な下り坂を走行中、スピードが出過ぎたため後ブレーキレバーを握ったが、ブレーキレバーが内側に曲がっていたため握りきれずに転倒したとの申出内容であった。 ○後ブレーキレバーに内側への変形が認められたが、後ブレーキレバーを握り、ペダルを前方水平にして体重を掛けてもペダルは回転せず、後ブレーキの制動に異常は認められなかった。 ○前ブレーキは右側へ変形し、車輪とブレーキブロックが当たり、前輪の回転が重かった。 ○前後ブレーキレバーにBAA基準の制動テストに定める入力(180N)を加えたところ、ハンドルグリップとブレーキレバーの間に隙間があり、正常に調整されていた。 ●当該製品は、後ブレーキの制動力に異常は認められず、急な下り坂でスピードが出過ぎたために転倒したものと推定されるが、前ブレーキが変形した時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
29	A201900648 平成25年9月18日(長野県) 令和1年10月18日	自転車	SD943	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前ホーク が破損し、転倒、負傷した。	○当該製品に乗車し、下り坂を下って未舗装路に入ったところで突然前ホークが破損し、転倒した。 ○当該製品は、2004年に製造を終了した製品であり、事故発生1か月前にインターネットオークションで購入された商品であった。 ○サスペンション付き前ホーク足上側(インナーパイプ)と下側(アウターパイプ)が上下に分離し、左側のインナーパイプが後方に変形していた。 ○前ホークのインナーパイプとアウターパイプを結合する樹脂部品が左右ともに破損していた。 ●当該製品は、サスペンション付き前ホーク内部の樹脂製部品が左右とも破損したため、前ホークが分離して破損したものと推定されるが、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
30	A201900666 令和1年9月23日(大阪府) 令和1年10月21日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	RKW-403C	リンナイ株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の水槽に水筒、コップ2個を入れて乾燥運転していたところ、水槽底部のヒーターカバーから炎がでた。 ○当該製品は、水槽内のヒーターカバーが一部熱変色していたが、樹脂製の水槽及び本体外郭等に焼損は認められなかった。 ○ヒーターカバー内のヒーターパイプ中央部の表面が劣化し、先端部が垂れ下がりがステンレス製の遮熱板に接触していた。 ○接触部分においてヒーターパイプと遮熱板が溶着し、遮熱板の裏側に溶融が認められた。 ○ヒーター中央部のヒーターコイルは焼失していたが、残存するヒーターコイルに粗密等の巻むらは認められなかった。 ○ヒーターのオンオフを制御するリレーの接点は、オフ状態であり、動作確認の結果、異常は認められなかった。 ●当該製品は、ヒーターパイプの絶縁が劣化し、コイルと遮熱板間でトラッキング現象等の放電現象が生じた可能性が考えられるが、絶縁劣化の原因がヒーターの不具合によるものか、異物等の付着によるものか特定できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
31	A201900703 令和1年10月14日(大阪府) 令和1年10月28日	脚立(アルミニウム合金)	RCS-SDX	アルインコ株式会社 (輸入事業者)	(重傷1名) 工事現場で当該製品を使用中、転落し、左足を負傷した。	○使用者は、当該製品の上から2段目(天板から1段下)に天板をまたいで乗っており、左足を右足側の踏ざんに乗せようとした際に天板から支柱が外れて転落し、左足を骨折したとの申出内容であった。 ○当該製品は、イベント会社から業者に貸し出されたもので、事故発生以前に不特定多数の業者が使用しており、使用者は事故発生当日が初めての使用であった。 ○事故発生以前の当該製品の保管状況及び使用履歴は不明であった。 ○当該製品は、支柱と天板が直接接続されている部位とL字固定金具を介して接続されている部位があり、どちらも外れていた。 ○支柱と天板が直接接続されている部位は、リベット穴に変形は認められなかったが、リベットが未回収で確認できず、穴の周囲にリベットの擦過痕が認められた。 ○支柱と天板がL字固定金具を介して接続されている部位は、天板側のリベット穴にリベットの頭が通る大きさの広がりがあり認められ、リベットが大きな力で引き抜かれたと考えられた。 ○その他の部位に異常は認められなかった。 ○使用者が上から2段目に乗せていた足を滑らせて体が上から3段目の踏ざんに接触したと仮定し、50kgの重りを30cmの高さから落下させて3段目に衝撃を加える試験を実施したところ、支柱が外れて当該製品と同じ破損状態になった。 ○取扱説明書及び本体注意表示には、「天板の上にはまたがらない。」旨、記載している。 ●当該製品は、使用者の体が接触する等の衝撃を受けたことで支柱が外れ、事故に至ったものと推定されるが、外れたリベットが確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。	
32	A201900715 平成24年4月12日(岡山県) 令和1年10月29日	自転車	A6M42	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 子供(12歳)が当該製品で走行中、泥よけが前輪に巻き込まれ、前輪がロックし、転倒、負傷した。	○当該製品で平たんな舗装路を走行中、突然前泥よけが車輪に巻き込まれてロックし、転倒したとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品の前泥よけ後側及びフラップが内側に折れ曲がり、前輪に巻き込まれていた。 ○前輪のスプークに異常は認められなかった。 ○同型の前泥よけを装着した自転車を用いて、前輪回転中に靴をタイヤとフラップ及び泥よけの間に巻き込ませる試験を行ったところ、当該製品と酷似した状態が再現された。 ●当該製品は、走行中に前泥よけが前輪に巻き込まれ、前輪がロックし、転倒したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
33	A201900732 平成24年6月1日(不明) 令和1年10月30日	自転車	AR75L6	ブリヂストンサイクル株式会社 (輸入事業者)	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、ハンドルがロックし、転倒、左肩を負傷した。	○当該製品で下り坂を走行中、急にハンドルを左に取られ、ブレーキが利かなくなり、転倒したとの使用者からの申出内容であった。 ○当該製品の前泥よけが「くの字」に変形していた。 ○左側の前泥よけステーは、上方へ大きく変形し、変形箇所には擦過痕が認められた。 ○前輪の左スポークが内側へ弧を描くように変形していた。 ○サークルロック及びハンドルロックに異常は認められなかった。 ○当該製品のブレーキ制動力は、BAAの基準を満たしていた。 ○類似品の左側の前泥よけステーと前輪の左スポークの間に球状の異物を挟んだ状態で前進させたところ、前泥よけが「くの字」に、左側の前泥よけステーが上方へ大きく変形した。 ●当該製品で走行中、前輪左側に異物が巻き込まれたため前輪がロックしたものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
34	A201900740 平成25年6月21日(群馬県) 令和1年10月31日	自転車	AF60	ブリヂストンサイクル株式会社 (輸入事業者)	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品で走り出そうとしたところ、ハンドルステムが破断し、転倒、負傷した。	○当該製品は、ハンドルステムが破断していた。 ○ハンドルステムの引上げ棒が、破断位置から下側が曲がっていた。 ○ハンドルステムの破断面には、破面同士が擦れ合った痕跡が認められた。 ○当該製品に、ハンドルステムの亀裂が生じた原因となる衝突した痕跡等は認められなかった。 ●当該製品は、ハンドルステムに生じた亀裂が使用により徐々に進展し、破断に至ったものと推定されるが、亀裂が発生した時期及び原因並びに詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
35	A201900752 令和1年7月17日(沖縄県) 令和1年11月5日	エアコン	CS-22RFX	松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が不在であったため、事故発生時の状況は特定できなかった。 ○当該製品は全体の焼損が著しく、樹脂部品は焼失していたが、電装部側に著しい焼損は認められなかった。 ○制御基板及びファンモーターは焼損していたが、原形をとどめており、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品内部のパワーリレーは確認できなかった。 ○電源コードは中間部で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。 ○その他の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
36	A201900753 令和1年10月7日(京都府) 令和1年11月5日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BL1460B	株式会社マキタ (輸入事業者)	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事務所に朝出勤した使用者が、机の上に置かれていた当該製品及び書類が焼損しているのを発見したが、すでに鎮火していた。 ○当該製品は、事故発生前日から単体で机の上に置かれており、充電はされていなかった。 ○当該製品は外郭樹脂ケースが全体的に著しく焼損し、原形をとどめていなかった。 ○充放電の制御基板は焼損していたが、局所的な焼損箇所は認められなかった。 ○内蔵の円筒形リチウムイオン電池セル8個は、全ての電池セルが焼損し、一部の電池セルはセンターピンの飛び出しと外装缶の開裂が認められた。 ○当該製品が置かれていた机から離れた場所が著しく焼損していたが、焼損箇所には当該製品由来の部品等は認められなかった。 ●当該製品は、円筒形リチウムイオン電池セルが異常発熱して焼損した可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
37	A201900771 令和1年10月27日(熊本県) 令和1年11月7日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シス テム用)	SSI- TL55A1CS(長 州産業株式会 社ブランド)	三洋電機株式 会社(長州産 業株式会社ブ ランド)	(火災) 当該製品から発煙する火災 が発生した。	○当該製品は外郭の一部が熱変色し、すずの付着が認められた。 ○基板上の複数の電解コンデンサーに圧力弁の開裂が認められ、1個は内部短絡した状態 で焼損していた。 ○電力変換用半導体は、外観に焼損はみられなかったが、端子間に短絡が認められた。 ○サージアブソーバーに焼損は認められなかったが、正常に機能していたか確認できなかつ た。 ○リレー等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の基板から、電流波形の異常を示すエラーが複数回記録されていたが、これら のエラーが雷のサージによるものか特定できなかった。 ○事故現場周辺で当該製品の設置から事故発生までの13年間の落雷の発生状況は特定で きなかった。 ●当該製品は、雷サージが繰り返し加わったことにより、電力変換用半導体が短絡し、電解 コンデンサーに逆特性の電圧が加わって内部短絡し、電解液等が発火した可能性が考えら れるが、サージアブソーバーの状態が確認できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特 定には至らなかった。	
38	A201900775 平成26年10月14日(東京都) 令和1年11月8日	電動アシスト 自転車	A20L14	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 幼児(1歳)を自転車用幼児 座席に乗せて当該製品を停 車中、当該製品が転倒し、幼 児の前歯を負傷した。	○当該製品は、ハンドルに装着された操作レバーにより、ハンドルを「ロック」及び「解除」す る機構を有していた。 ○ハンドルをロックする機構が円滑ではなく、自転車店に調整を依頼したが改善せず、再度 調整を依頼する予定であったとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品のハンドルをロックする操作レバーは、正常に作動する状態であった。 ○操作レバーと連動するワイヤーは、張力が高い状態であった。 ○ハンドルをロックする機構内のかみ合わせ部に、摩耗が認められた。 ○両立スタンドの安定性については、確認できなかった。 ●当該製品は、ハンドルをロックする機構内のかみ合わせ部が摩耗していたが、摩耗と転倒 との因果関係及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故 原因の特定には至らなかった。	
39	A201900780 令和1年9月28日(東京都) 令和1年11月8日	バッテリー(リ チウムイオ ン、電気掃除 機用)	DC62	株式会社エム ケートレーデ ィング (輸入事業者)	(火災) 当該製品を他社製の電気掃 除機に装着して充電中、当該 製品及び周辺を焼損する火 災が発生した。	○当該製品を電気掃除機に取り付けた状態で充電したところ、当該製品及び電気掃除機を 焼損した。 ○当該製品は、焼損した電気掃除機用の非純正バッテリーで、使用者がインターネット通販 で購入したものであった。 ○当該製品及び電気掃除機の本体部は著しく焼損し、制御基板は確認できなかった。 ○当該製品のリチウムイオン電池セルは著しく焼損し、内蔵していた6個の電池セルのうち2 個は確認できなかった。 ○充電に使用されていた電気掃除機のACアダプターは焼損しておらず、出力電圧に異常は 認められなかった。 ○焼損した電気掃除機は、当該製品の充電制御には関与しない仕様となっていた。 ○輸入された当該型式品50個のうち、47個が充電エラーで使用できず、残り3個のうちの焼 損した1個が当該製品であった。 ●当該製品は焼損が著しく、詳細な状態が確認できないことから、製品起因か否かを含め、 事故原因の特定には至らなかった。	A201900554「電気 掃除機(充電式、ス ティック型)」と同一 事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
40	A201900791 平成27年5月11日(千葉県) 令和1年11月12日	自転車	RFX8EP	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、サドルが脱落し、転倒、臀部を負傷した。	○当該製品は、シートポストの固定ボルトが折損しており、起点から破断面の約2/3まで疲労破壊の痕跡が認められた。 ○サドル固定金具の穴後側に固定ボルトと強く接触した圧痕が認められた。 ○シートポストのサドル固定部のセレーション(ギザギザ山部分)が潰れており、サドルの舟線にサドル固定金具との組付痕が広範囲に認められた。 ○固定ボルトの亀裂が生じた原因は確認できなかった。 ●当該製品は、シートポストの固定ボルトが緩んでいたため、固定ボルトに繰り返し荷重が加わり破断したものと推定されるが、固定ボルトが緩んだ時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
41	A201900797 平成31年4月23日(群馬県) 令和1年11月12日	電動アシスト自転車	A6L60	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し、腰を負傷した。	○当該製品で走行中、道路の右側に寄ろうとした際、ふらついて転倒した。 ○前輪、前ホーク及び前泥よけに変形等の異常は認められなかった。 ○前輪及び後輪の回転は円滑で、異常は認められなかった。 ○ハンドルロックのケースに破損はなく、ハンドル操作は円滑で、走行性能に異常は認められなかった。 ○サークルロックは、開錠時にかんめきの摺動が円滑でなく、完全に戻りきらない状態であったが、ハンドルロックは開錠していた。 ○ハンドルロック及びサークルロックの組み付け状態、構成部品等に特に異常は認められず、連動ワイヤーの出寸法は、開錠時及び施錠時ともに適正であったが、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ●当該製品に転倒原因となるような異常は認められなかったが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
42	A201900798 令和1年11月3日(東京都) 令和1年11月12日	リチウム電池内蔵充電器	不明(PG-LBJ50A02又はPG-LBJ50A04)	株式会社PGA (輸入事業者)	(火災) 施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○フィットネスジムの従業員が、使用者のかばんに入っていた当該製品から白煙が上がっているのを見つけ、床に出した当該製品に水を掛けて消火した。 ○当該製品は、基板の収納部及び内蔵の角形リチウムポリマー電池セルの基板側を中心に樹脂製外郭が熔融、焼損し、電池セル及び電極体が露出していた。 ○電池セルの焼損は著しく、負極箔は最外周から3周目と5周目の基板側端部に損傷が認められ、当該損傷部を起点とする放射状のしわが認められた。 ○制御回路基板及び保護回路基板は、確認できなかった。 ○事故以前の使用状況や事故発生時の状況は特定できなかった。 ●当該製品は、内蔵の角形リチウムポリマー電池セルが内部短絡して異常発熱し、焼損したものと考えられるが、焼損が著しく、事故発生以前の使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
43	A201900804 平成31年1月18日(大阪府) 令和1年11月14日	電動アシスト 自転車	A6R14	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、 右足を負傷した。	○夜間に多少の凸凹がある道路を当該製品で走行中、突然ハンドルを取られて転倒したとの使用者の申出内容であった。 ○前輪、前ホーク及び前泥よけステーに前輪の回転を阻害する異物の巻き込みによる損傷やその痕跡は認められなかった。 ○ハンドルロックのロックレバー及びばねは回収時に取り外されており、事故発生時のハンドルロックの動作状況を確認することができなかった。 ○ロックレバー及びばねを装着した状態でハンドルロックの施錠及び開錠動作を確認したところ、異常は認められなかった。 ○連動ワイヤーに変形や屈曲、被覆の損傷等はなく、インナーの摺動も円滑で、異常は認められなかった。 ○サークルロック内部に異物等はなく、連動ワイヤー及びスライダーの組付状態並びにスライダーの摺動状態に異常は認められなかったが、内部は著しく汚れており、事故発生時のスライダーの摺動状況は不明であった。 ○当該製品に乗車し、直進、スラローム、左右旋回、前後ブレーキによる制動等の走行動作を確認した結果、異常は認められなかった。 ●当該製品に転倒につながる異常は認められないことから、凹凸のある道路を走行中にハンドルを取られて転倒した可能性が考えられるが、事故発生時のハンドルロックの動作状況及び詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
44	A201900826 令和1年11月6日(大阪府) 令和1年11月21日	シュレッダー	400-PSD052 (サンワサプ ライ株式会社ブ ランド)	オーロラジャ パン株式会社 (サンワサプ ライ株式会社ブ ランド) (輸入事業者)	(重傷1名) 事務所で当該製品に詰まっ た紙を取り除いていたところ、 手指が引き込まれ、負傷し た。	○当該製品は、製品上面にA4サイズのトレイと蓋が付いており、トレイに紙を置いて蓋をすると、蓋が紙をトレイ底面に押しつけ、紙がトレイ底面にある細断用ローラーに引き込まれる構造となっていた。 ○蓋を開けた状態では、トレイ底面にある細断用のローラーの刃に容易に触れることができる構造だった。 ○事故発生当時、使用者は、蓋を開けた状態で紙を細断用ローラーに押し込もうとしており、ローラーが急に作動したため、指を負傷した。 ○当該製品には、蓋が開いた状態ではローラーが作動しないインターロック機能が付いており、その作動スイッチは本体の内部にあって、蓋を閉めると蓋に付いている突起が本体の穴に入り込んで当該スイッチを押し、ロックを解除する仕組みとなっていた。 ○当該製品のインターロック作動スイッチには、セロハンテープの付いた紙片が挟まっており、蓋を開けたままでもロックが解除され、ローラーが回転する状態になっていた。 ○当該製品のスイッチに挟まっていた紙片が細断物の一部なのか、意図的に作成されたものなのかは判断できなかった。 ●当該製品のインターロック作動スイッチに紙片が挟まったため、蓋が開いた状態で細断用のローラーが作動し、使用者の指がローラーに触れて負傷したものと考えられるが、紙片が挟まった経緯が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
45	A201900831 平成29年1月23日(不明) 令和1年11月22日	自転車	MN-1	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品 で走行中、転倒し、右足首を 負傷した。	○当該製品でT字路を右折する際にバランスを崩して転倒し、当該製品と路面の間に足を挟まれ強打した。 ○当該製品右側のハンドルグリップ、ペダル及び後輪ハブ軸キャップに転倒した痕跡が認められた。 ○後泥よけ端部及び右側ステーに変形が認められたが、タイヤと接触していなかった。 ○ハンドルの旋回時にがたつきが認められ、ダンパー(路面からの振動を吸収する部品)がなく、代替品で補修されていた。 ○当該製品を用いて走行したところ、直進時に若干のがたつきが認められたものの、通常走行は可能であり、左折及び右折時のハンドル旋回においては類似品と比べても差異は感じなかった。 ●当該製品は、ダンパー部が補修されており、ハンドル旋回時にがたつきが認められたため、がたつきによりハンドル操作が不安定となり転倒した可能性が考えられるが、ダンパー部の補修が行われた時期及び原因並びに事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
46	A201900836 令和1年11月14日(大阪府) 令和1年11月25日	IH調理器	SIH-C224A	三化工業株式会社	(火災) 当該製品の上に置いていた可燃物及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品を数年間使用しておらず、トッププレート上に可燃物等を置いており、事故発生日は不在であった。 ○当該製品のトッププレート上で可燃物が溶融した痕跡が認められた。 ○当該製品のトッププレート、操作部及び本体内部に異常は認められなかった。 ○当該製品の電源スイッチと加熱キーは隣接して配列されていた。 ○当該製品は電源スイッチを押し、隣接する加熱キーを1秒間押すと加熱を開始する構造であり、電源スイッチの自動オフ機能は備えていなかった。 ○使用者は室内で猫2匹を放し飼いにしていた。 ●当該製品のスイッチが意図せず入ったため、ラジエントヒーターが通電状態となり、上に置いていた可燃物が焼損したものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況等が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
47	A201900846 平成29年10月15日(神奈川県) 令和1年11月26日	ノートパソコン	2333-B45	レノボ・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品のACアダプターは電源に接続されていた。 ○当該製品の本体の電源ポートにACアダプターが接続されていた痕跡は認められなかった。 ○当該製品の本体及び取り付けられていたバッテリーパックに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のACアダプターのDC出力コードが断線してに断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わらない位置であった。 ○ACアダプターのDC出力コード先端の接続DCプラグは回収されておらず、確認できなかった。 ●当該製品の本体に出火の痕跡は認められなかったが、ACアダプターの一部に確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
48	A201900854 平成20年8月22日(京都府) 令和1年11月28日	自転車	SDS7TP	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、右手を負傷した。	○使用者は、当該製品で走行中、突然前輪がロックして、後輪が持ち上がり転倒したとの申出内容であった。 ○前ブレーキ(キャリパブレーキ)右側のアーム取付ボルト部分で左右のブレーキアームが破断していたが、変形等は認められなかった。 ○前ブレーキアームの破断面にピンホールが認められたが、同等品と同程度であった。 ○前ブレーキアームの破断面は、疲労破面とは異なっていた。 ○同等品の前ブレーキを用い、JIS D 9414:2008「自転車ーブレーキ」に規定されるブレーキ本体の繰返し強度試験を実施した結果、基準を満たしていた。 ○同等品の前ブレーキが壊れるまで静荷重を加える破壊試験を実施した結果、当該製品と同様な破断は認められなかった。 ●当該製品で走行中、前ブレーキが破断し、脱落した前ブレーキが前輪に巻き込まれてロックし、転倒した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
49	A201900868 平成29年1月(不明) 令和1年12月2日	電動アシスト自転車	A6B16	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品で走行中、転倒し、肩を負傷した。	○当該製品は、ペダルの削れ及び前かごの傷が認められた。 ○平坦な路及び急坂にて実走した結果、挙動は正常で、異常は認められなかった。 ○ハンドルロック及びサークルロックの異常の有無は確認できなかった。 ●当該製品に走行上の支障をきたす異常は認められなかったが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
50	A201900869 平成30年11月4日(兵庫県) 令和1年12月2日	電動アシスト 自転車	A6D84	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪が ロックし、転倒、負傷した。	○当該製品でゆっくり走行中に停車しようとしたとき、突然「カキン」という音がして前輪がロックし、転倒したとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品の前ブレーキは、貫通ボルトが破断し、ブレーキ本体はブレーキワイヤーで結合された状態で、右ブレーキブロックが外れていた。 ○貫通ボルトの固定ナットは手で回り、締付トルクは低下した状態(測定不能)であり、固定ナットの内側に仕様上設定されていない歯付座金が装着されていた。 ○前タイヤの接地面の一部及び前泥よけの先端部の内側に擦れ痕が認められ、前タイヤの左右側面のビードライン上部に全周に渡って擦れ痕が認められた。 ○貫通ボルトの破断面は平滑で、微細なクラックが長い期間を経て亀裂となり、極僅かずつ伸展していった疲労破壊に特有のしな模様が全周に渡って認められた。 ○同等品の前ブレーキを用いて、JIS D 9414:2008「自転車ーブレーキ」に規定されるブレーキ本体の繰返し強度試験をJIS規格値の2倍の荷重条件(400N)で、貫通ボルトの固定ナットが規定の締付トルクの場合及び固定が緩い場合で実施した結果、固定ナットが緩い場合は貫通ボルトが折損した。 ●当該製品は、前ブレーキの貫通ボルトの固定力が低下した状態で使用されたため、貫通ボルトが疲労破断し、脱落した前ブレーキが前輪に巻き込まれてロックし、転倒した可能性が考えられるが、貫通ボルトの固定力が低下した時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
51	A201900871 平成21年10月3日(神奈川県) 令和1年12月2日	電動アシスト 自転車	A63N	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、 ブレーキを掛けたが、停車中 の車に衝突し、負傷した。	○当該製品で下り坂を走行中、前後ブレーキを掛けたが停止せず、停車中の自動車に追突し、負傷した。 ○当該製品は、前ホークが後方に大きく変形しており、前ブレーキのブレーキブロックがタイヤに接触していた。 ○後ブレーキは、ブレーキレバーを握るとハンドルグリップとの間に1/4程度の隙間ができた。 ○前ブレーキのブレーキブロックは著しく摩耗しており、新品の前ホークに組み替えて前ブレーキの状態を確認した結果、ブレーキレバーを握るとハンドルグリップとの間に1/5程度の隙間ができた。 ○新品の前ホークに組み替えた状態で、ブレーキを調整せずにBAA基準のブレーキ制動試験を実施したところ、前ブレーキ単独、後ブレーキ単独では基準を満たしていなかったが、ブレーキを調整したところ、基準を満たす範囲内で停止した。 ●当該製品は、ブレーキの調整が適切でなかったことから、下り坂を走行中にブレーキが利かず、停車中の車に衝突したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
52	A201900872 令和1年11月18日(兵庫県) 令和1年12月2日	網戸(ロール 式)	YW XMW 06011-R- CXV-V3	YKK AP株式 会社	(死亡1名) 子供(6歳)の首が当該製品 の操作用チェーンに引っ掛け り、死亡した。	○当該製品が設置された窓の近くに、回転椅子が倒れていた。 ○警察及び設置業者によれば、当該製品に附属している操作ひもを結束及び保持するためのクリップは、窓のところに置かれていなかった。 ○当該製品は、JIS A 4811「家庭用室内ブラインドに附属するコードの要求事項ー子供の安全」の要求事項を満たしている。 ○操作ひもを結束及び保持するためのクリップのタグには、使用上の注意及びクリップの使い方が文章及びイラストで記載されていた。 ○当該製品を確認できなかった。 ●当該製品は、設置状況も含め、JIS規格の要求事項を満たしていると考えられるが、当該製品を確認できず、事故発生場所の詳細な状況が不明のため、操作用ポールチェーンが首に絡んだ原因を特定できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
53	A201900878 平成28年5月12日(群馬県) 令和1年12月4日	自転車	SCC7W6	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 子供(12歳)が当該製品で走行中、ブレーキを掛けたが、壁に衝突し、転倒、手を負傷した。	○当該製品でS字クランク状の平たんな道路を走行中に壁に衝突し、その後、U字溝に落下して負傷した。 ○当該製品は、前かがみ変形しており、前ブレーキと接触していた。 ○前ブレーキワイヤーのインナーはアウター出口付近で大きく曲がっており、アウター先端部のアウターキャップが潰れていた。 ○前タイヤに削れた痕跡が認められ、前ブレーキのブレーキブロックに偏摩耗の痕跡が認められた。 ○後ブレーキワイヤーは適切な調整状態よりも張りが弱い状態であった。 ○前ホークを組み替えた状態で、JIS規格及びBAA基準に基づくブレーキ制動試験を実施したところ、前ブレーキ単独及び後ブレーキ単独では基準を満たさなかったが、前ブレーキワイヤーを交換し、後ブレーキワイヤーの張りを調整して試験力を調整したところ、基準を満たした。 ●当該製品は、ブレーキの制動力が低下していたため、ブレーキが利かず、事故に至った可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	
54	A201900899 平成22年3月6日(不明) 令和1年12月6日	折りたたみ自転車	TS207	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、フレームが破断し、転倒、負傷した。	○当該製品は、本体フレームの折り畳みヒンジ前側溶接部が破断していた。 ○破面を観察した結果、周方向に1/4周にわたり黒く変色していたが、起点部付近の詳細な観察ができなかった。 ○ヘッドパイプの下わんの一部に鋼球による圧痕が認められた。 ●当該製品は、折り畳みヒンジ部に亀裂が入り、使用による繰り返し荷重により徐々に亀裂が進展して破断に至ったものと推定されるが、亀裂が発生した時期及び原因並びに事故発生以前の使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
55	A201900909 令和1年10月20日(熊本県) 令和1年12月9日	電動リフト	UD-320CS	株式会社いうら	(重傷1名) 当該製品を使用中、当該製品のスロープが外れ、転倒、負傷した。	○使用者を乗せた車いすを介助者が押して当該製品に乗り込んだ際、転落防止柵状態に立ち上がったスロープが外れたため、使用者が車いすごと庭に転落した。 ○下げたテーブルが接地面に近づいた際に、ガイドローラーの下方に障害物を置いた状態やスロープ上端に車いすのステップが引っかかって倒れなかった状態でテーブルを下げると、スロープが脱落することがあった。 ○車いす乗り込み時に立ち上がり状態のスロープに車いすが衝突した場合を想定して、被験者が乗った車いすを、テーブルの後端部から勢いよく押して車いすのステップをスロープに衝突させたが、スロープは脱落しなかった。 ●当該製品に車いすが乗り込んだ際に立ち上がった状態のスロープが外れたため、車いすごと転落して事故に至ったものと推定されるが、車いすが立ち上がった状態のスロープに衝突した場合を想定した試験でもスロープが外れることはなく、スロープが外れた原因及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
56	A201900920 平成29年1月10日(東京都) 令和1年12月10日	自転車	NS734	ブリヂストンサイクル株式会社 (輸入事業者)	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドルが破断し、左手を負傷した。	○使用者が当該製品で舗装道路を走行中、立ちこぎをした瞬間にハンドルバーが破断し、左手を負傷した。 ○ハンドルバーは、ハンドルステムのクランプ部右側から約15mmの位置で破断していた。 ○破面を観察した結果、後方斜め上方向の位置に破断の起点となるラチェットマークが認められ、ハンドルバー全周の2/3程度に一気に破断した痕跡を示す延性破面が認められたが、亀裂が発生した原因の特定には至らなかった。 ○ハンドルバーの破断起点部近傍に外傷を確認した。 ○ハンドルバーの寸法、板厚及び強度に異常は認められなかった。 ●当該製品は、ハンドルバーに微細な亀裂が発生し、繰り返し使用により亀裂が進展し、事故発生時にハンドルバーに対して荷重が加わった際に破断した可能性が考えられるが、ハンドルバーに亀裂が発生した時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
57	A201900922 平成28年11月19日(徳島県) 令和1年12月11日	自転車	CFJ47T	ブリヂストンサイクル株式会社 (輸入事業者)	(重傷1名) 子供(8歳)が当該製品で下り坂を走行中、ブレーキが効かず、壁に衝突し、転倒、負傷した。	○当該製品を購入した当日、堤防上の道から堤防下の道へ下る際に、ブレーキが利かず、ブロック塀に衝突し、負傷したとの使用者からの申出内容であった。 ○当該製品は、前ホークに後方及び右側への変形が認められた。 ○左右の前ブレーキブロックは、上側半分のみが摩耗し、前輪のリムとタイヤの境界付近にブレーキブロックとの接触痕が認められた。 ○下玉押しに圧痕が認められた。 ○フレームに顕著な変形や溶接部の亀裂、塗膜割れ等は認められなかった。 ○当該製品を購入した時点の整備状況、使用状況等は不明であった。 ●当該製品は、前ブレーキの組み付け不備又は使用者の操縦の誤りにより事故に至った可能性が考えられるが、購入時の整備状況、使用状況及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
58	A201900930 令和1年12月9日(大阪府) 令和1年12月12日	リチウム電池 内蔵充電器	CHE-050	ティ・アール・エイ株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品に付属のACアダプター及び充電ケーブルを接続して充電を行っていたところ、約11時間後に当該製品から出火した。 ○当該製品は、樹脂製外郭ケースが著しく焼損し、二つに分割した状態で片側のケースはフローリングの床の上に飛散し、ケースの一部が変形していた。 ○当該製品内蔵の角形リチウムポリマー電池セル3個のうち、電池セル1個は本体のケースとともに床の上に飛散し、電池セルの一部が変形していた。 ○3個の電池セルはいずれも著しく焼損し、負極銅箔は残存していたが、正極アルミ箔及びセパレーターは焼失していた。 ○制御基板、ACアダプター及び充電ケーブルに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、本体内蔵の角形リチウムポリマー電池セルが異常発熱して焼損したものと考えられるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
59	A201900953 令和1年7月20日(茨城県) 令和1年12月19日	電動アシスト 自転車	A6D85	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し、左足を負傷した。	○使用者は、当該製品で自宅付近を走行中、出てきた車を避けようとして転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品のハンドルロックのケースは破損していなかった。 ○当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況は不明であった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
60	A201900961 平成30年12月10日(千葉県) 令和1年12月20日	電動アシスト 自転車	A6D84	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品 で走行中、転倒し、右足を負 傷した。	○使用者は、赤信号の車道を走りながら渡ろうとして、車道中央付近で突然転倒したとの申 出内容であった。 ○前輪、前ホーク及び前泥よけステーに前輪の回転を阻害する異物の巻き込みによる損傷 やその痕跡は認められなかった。 ○ハンドルロックのケースが破損していたが、事故発生時の破損の有無は不明であった。 ○ロックレバー及びばねを取り外した状態の当該製品に乗りし、直進、スラローム、左右旋 回前後ブレーキによる制動等を確認した結果、異常は認められなかった。 ○ハンドルロックのケースのロックレバー格納部の壁が変形していた。 ○連動ワイヤーのアウトター及びインナーに変形や屈曲、被覆の損傷等はなく、インナーの摺 動も円滑で異常は認められなかった。 ●当該製品は、ハンドルロックのケースが破損していたことから、ハンドルロックのケースが 破損した状態で走行した際に、突然ハンドルがロックした可能性が考えられるが、事故発生 時のハンドルロックのケースの破損の有無を確認できなかったことから、製品起因か否かを 含め、事故原因の特定には至らなかった。	
61	A201900994 令和1年11月25日(神奈川 県) 令和2年1月7日	電気掃除機 (充電式、ス ティック型)	不明	ダイソン株式 会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品を充電中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品に非純正バッテリーパックを取り付けた状態で充電を行っていたところ、爆発音 がし、当該製品及びその周辺から出火した。 ○当該製品の焼損は著しく、型式等は確認できなかった。 ○当該製品のモーター制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○充電に使用されていた当該製品の充電器は焼失し、確認できなかった。 ○当該製品に取り付けられていたバッテリーパックは、電池セル同士を相互接続している接 続金具の形状より、他社製の非純正品バッテリーパックであることが確認された。 ○バッテリーパックの円筒形リチウムイオン電池セル6個のうち5個が確認でき、そのうち2個 の電池セルに破裂が認められた。 ○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しな い。」旨、記載されている。 ○事故発生時、当該製品の近傍には充電中の他社製モバイルバッテリーがあり、著しく焼損 し、電池セルが破裂していた。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテ リーパック又は当該製品の近傍にあった他社製のモバイルバッテリーからの延焼により焼損 した可能性が考えられるが、当該製品の充電器を確認できなかったことから、製品起因か否 かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
62	A201901001 平成30年3月21日(東京都) 令和2年1月9日	電動アシスト 自転車	F6RB48	ブリヂストンサ イクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪が 滑り、転倒、負傷した。	○当該製品で徐行走行中にマンホールの蓋を避けたところ、点字ブロック上で前輪がスリッ プし、転倒した。 ○事故発生時、天候は雨で使用者は雨具を着用していた。 ○前輪の横振れは規格内で、タイヤのトレッドに異常な摩耗や異物の付着は認められず、リ ムラインも全周にわたりリムに対して均一で、適正な嵌合状態だった。 ○タイヤは、JIS K 6302「自転車・タイヤ」に規定する外観、水圧強度、耐摩擦性及び耐オゾ ン性を満たしていた。 ○当該製品でBAA規格の定める路上試験を行ったところ、各部に異常はなく、走行性能にも 異常は認められなかった。 ○当該製品は両輪駆動で、前輪が空転して前輪と後輪の回転差を検知すると、モーター駆 動力を止め、前輪の空転を防止するスリップ制御機能を装備しているが、当該機能を動作検 証したところ正常に作動し、操作パネルに作動を示す「SL」が表示されたが、事故発生時に 当該機能が動作したか不明であった。 ○取扱説明書には、「スリップ制御機能はスリップを完全に防止するものではなく、ぬれてい る鉄板やマンホールの蓋、点字ブロックなどの上はスリップしやすい。」旨、記載されている。 ●当該製品は、事故発生時の路面状況、速度、ハンドル操作等に起因して前輪がスリップ し、転倒したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否か を含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
63	A201901002 平成29年9月10日(東京都) 令和2年1月9日	自転車	M77DT6	ブリヂストンサイクル株式会社 (輸入事業者)	(重傷1名) 当該製品で走行中、左ペダルが縁石に当たり、転倒、負傷した。	○当該製品は、ハンドルバーがハンドルステムのクランプ部右側の位置で破断していた。 ○転倒する直前に右ハンドルが「グニャ」と曲がるような感覚があり、転倒後の当該製品を確認したところ、ハンドル部が破断していたとの使用者からの申出内容であった。 ○破面の形状から、上側に起点部があり、下側が最終破断面と推定された。 ○ハンドルバーの寸法に異常は認められなかった。 ○同等品のハンドルバーを用いて、BAA基準のハンドル衝撃試験及びJIS D 9412「自転車ーハンドル」の疲労試験を実施したところ、基準を満たしていた。 ●当該製品は、ハンドルバーに過大な荷重が加わったためハンドルバーが破断した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
64	A201901050 平成26年7月28日(千葉県) 令和2年1月22日	電動アシスト自転車	A63L	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品で走り出そうとしたところ、転倒し、負傷した。	○当該製品に乗車し、歩道で電動アシスト機能をオフにした状態で信号待ちをし、電動アシスト機能オフ状態で発進してすぐにハンドルがふらつき、転倒したとの使用者からの申出内容であった。 ○ハンドルの回転にがたつきはなく円滑であり、調整状態に異常は認められなかった。 ○ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○サークルロックの施錠及び開錠を行ったところ、正常にハンドルが施錠及び開錠し、ハンドルロックのインジケータは正常にその状態を示す表示に切り替わった。 ○ハンドルロックの内部に異物の介在はなく、カム及びロックレバーは適切に嵌合しており、ロックレバーのばねに屈曲等の変形は認められなかった。 ○ロックレバー、ロックレバーがスライドするガイド部及び上玉押しに破損や変形等は認められなかった。 ○連動ワイヤーのインナー及びアウターともに変形、屈曲、被覆の損傷等は認められず、施錠及び開錠操作時の突出量は適正であった。 ○サークルロックのスライダーの摺動及び組付状態に異常は認められなかったが、内部に汚れが付着しており、事故発生時のスライダーの摺動状況は不明であった。 ○当該製品に乗車し、直進走行、スラローム走行、発進、減速及び停止を行ったところ、転倒する要因は認められなかった。 ●当該製品に転倒につながる異常は認められなかったが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
65	A201901055 令和1年7月11日(栃木県) 令和2年1月22日	自転車	JN63TP	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、負傷した。	○使用者は、当該製品でスポーツクラブに行く途中、バランスを崩して転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、ハンドルロック及びサークルロックが装備され、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。 ○当該製品のハンドルロックのロックレバーは、事故発生以前に取り外されていた。 ○当該製品及び事故発生時の詳細な状況は確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
66	A201901059 令和1年12月23日(兵庫県) 令和2年1月23日	電気カーペット	KM-306HD	日本電熱株式会社	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品本体の外観に異常は認められなかった。 ○コントローラーの制御基板のリレー実装部が焼損し、周辺にすすが付着していた。 ○制御基板はリレーの固定接点端子とコイルの端子のはんだ接続部が焼損して穴が開いていた。 ○リレーの固定接点端子は、スルーホール挿入部が溶融していたが、可動接点端子に異常は認められなかった。 ○リレーの固定接点及び可動接点に荒れが認められた。 ○温度ヒューズが切れていた。 ○コントローラーのカバー裏面に外力が加わった痕跡が認められた。 ●当該製品は、基板とリレーの固定接点のはんだ接続部が異常発熱して出火したものと考えられるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
67	A201901112 平成31年4月15日(大阪府) 令和2年2月4日	電動アシスト自転車	A6D83	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、胸部を負傷した。	○使用者は、当該製品で自宅近隣を走行中、ブレーキに違和感があり、歩道のフェンス側へ転倒した。また、サークルロックの動きが悪かったため、事故発生以前に販売店にてサークルロック、ハンドルロックのロックレバー及び連動ワイヤーを取り外したとの使用者からの申出内容であった。 ○前輪及び後輪の回転に異常はなく、前輪、前ホーク及び前泥よけステーに異物の巻き込みによる損傷等の痕跡は認められなかった。 ○前ブレーキは、制動時に右ブレーキブロックがタイヤと接触する状態であり、右ブレーキブロックに削れたタイヤの付着が認められた。 ○後ブレーキの組付状態に異常は認められなかった。 ○メインパイプ下部にあるワイヤー類を束ねるためのクリップが外れており、ワイヤー類にたるみが認められた。 ○ワイヤー類を束ねるクリップ付近にひもが挟まっており、ひもの端部は引きちぎられたような状態であった。 ○走行試験を行った結果、前後のブレーキは正常に動作し、ブレーキが意図せず動作する状況は認められなかった。 ●当該製品で走行中、使用者の衣服や荷物等のひもがワイヤーに挟まったため、バランスを崩し、転倒した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
68	A201901124 平成27年7月15日(栃木県) 令和2年2月6日	自転車	F8B485	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪が外れ、転倒、右肩を負傷した。	○当該製品で走行中、前輪のクイックリリース装置(工具を使用せず、レバー操作によって車輪を着脱する機構)のカムレバーが開きかけていることに気付いた直後に前輪が外れて転倒した。 ○事故発生は購入後2回目の使用で、使用者は前輪を外したことはなかった。 ○当該製品は、前ホークのつめ部に前輪の固定が緩んでいた擦れ痕が認められた。 ○前ホークのつめ部に前輪の固定が緩んでも前輪が脱輪しないように二次的な車輪保持具があり、形状は仕様どおりであった。 ○カムレバーを閉めると前輪は確実に固定され、この状態でカムレバーを開き、前輪の固定を緩めても、二次的な車輪保持具により前輪が外れることはなかった。 ○カムレバーに調整不良があり、前輪の固定が極端に緩い場合、カムレバーが開くと前輪が外れることが確認された。 ○事故発生前、販売店で泥よけ及び前かごを取り付けるため、当該製品の前輪を取り外していたが、点検表で固定の確認を行っていた。 ●当該製品は、クイックリリース装置に異常が認められないことから、カムレバーの締付調整不良により前輪の固定が不完全であったため、走行中にカムレバーが開き、前輪が外れたものと考えられるが、カムレバーの締付調整不良が発生した時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
69	A202000002 令和2年3月2日(岐阜県) 令和2年4月2日	ライター(使い切り型)	XHD-8611	株式会社リー イン (輸入事業者)	(火災) 車両内で当該製品を使用後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○車両内の運転席側シート周辺が焼損する火災が発生し、シート上に当該製品があった。 ○当該製品は、圧電点火式ライターで、上部のノズル周辺及び点火ボタン等が焼損していた。 ○下部タンクに焼損はなく、燃料は残っており、ノズル下部のパッキンは機能していた。 ○上部のノズル周辺及び点火ボタン等が焼損しており、異物の有無は確認できなかった。 ●当該製品に残火が生じて、火災に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、点火操作及び異物の有無が確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
70	A201900518 平成26年8月14日(東京都) 令和1年9月26日	電動アシスト自転車	A6D84	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、バランスを崩し、転倒、負傷した。	○当該製品で走行中、突然後タイヤが右側に横滑りし、同時にハンドルが左側に取られた瞬間、ハンドルロック部が施錠されたような感じになり、バランスを崩して左側に転倒したとの使用者からの申出内容であった。 ○事故発生時、雨はやんでいたが、路面はぬれていた。 ○使用者は、事故発生翌日に当該製品を販売店で修理しているが、その詳細を把握しておらず、事故発生後も当該製品を使用していた。 ○メインフレームに目立った変形及び破損は認められなかった。 ○前ホークに打痕及び変形はなく、ホークステムとホーク肩の接続部(玉受け部分)にも変形は認められなかった。 ○前タイヤに摩耗は認められなかったが、後タイヤは全体的に摩耗し、一部では溝がなくなっていた。 ○ハンドル(ヘッド部)操作はスムーズで、回旋性に異常は認められなかった。 ○ハンドルロックのケースは破損しておらず、ハンドルロックの上玉押しに目立った打痕、変形等は認められなかった。 ○サークルロックは2011年以降の改善品であり、施錠及び開錠動作に異常は認められなかった。 ○ハンドルロックとサークルロックを連動させるための連動ワイヤーがサークルロック施錠時にハンドルロック内でアウターから突出する部分が切断されており、ハンドルロックとサークルロックが連動していなかったが、切断された時期及び原因は不明であった。 ○当該製品に乗車し、直進、スラローム、左右旋回、前後ブレーキによる制動等の走行動作を確認した結果、異常は認められなかった。 ●当該製品に事故につながる異常は認められないが、事故発生時の詳細な状況及び当該製品の状態が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
71	A201900638 平成24年1月6日(千葉県) 令和1年10月17日	自転車	FE7STP	ブリヂストン サイクル株 式会社(輸入 事業者)	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドル がロックし、転倒、左膝を負 傷した。	○使用者が走行中にハンドルを右に切って道路を横断した後に、ハンドルが突然ロックし、バランスを崩して転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品のハンドルロック取付部の3本のねじのうち、2本が緩み、1本が脱落していた。 ○ハンドルロックはがたついており、ハンドルロックを上を持ち上げてハンドルを旋回させたところ、異音が認められた。 ○ロックレバーに補強板及び上玉押しとの接触痕があり、補強板及び上玉押しにはロックレバーとの接触痕が認められた。 ○ハンドルロック取付部のねじ頭に緩められた痕跡が認められた。 ○ハンドルロック取付部のねじが緩んで、ロックレバーと補強板の間に隙間が発生し、ハンドルロック内部のロックレバーの片側(上玉押しと反対側)が約2mm浮き上がると、ロックレバーはロック方向に約2mm突出し、ハンドルがロックする可能性が認められた。 ●当該製品のハンドルロック取付部のねじが適切に締め付けられていない状態で走行していたため、ハンドルロック内部のロックレバーにがたつきが生じ、上玉押しと接触したことでハンドルがロックして事故に至ったものと推定されるが、ねじが適切に締め付けられていなかった原因の特定には至らなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	